

網 監 査 第 23 号

令和 2 年 2 月 13 日

網走市長 水谷洋一様

網走市議会議長 井戸達也様

網走市監査委員 藤原誉康

網走市監査委員 金兵智則

定期監査実施後の指導事項に対する措置状況等の提出について

地方自治法第 199 条第 12 項及び網走市監査基準第 32 条の規定に基づき、令和元年度に実施した定期監査実施後の指導事項に対する措置状況等について、別紙のとおり提出します。

令和元年度

定期監査結果報告書

(指導事項に対する措置状況等)

網走市監査委員

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

社会福祉課

	内 容
指導項目	<p>■補助金等の適正な執行について</p> <p>補助金等交付事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。補助事業者に対し、「網走市補助金等交付規則」及び各要綱等を遵守し、正確な書類の作成と適正な事務処理を行うよう強く指導するとともに、今後このようなことが無いよう、取扱いについて十分留意すること。</p> <p>(1) 補助事業者は、事業が完了したとき、また、市の会計年度が終了したとき、関係書類を添え実績報告書を市に提出することになっているが、当該年度終了後相当期間を経過しているにも関わらず、未提出の団体が複数見られた。</p> <p>(2) 補助金の額の確定時には、実績報告書等の書類審査を行い、事業が適切に行われているかの確認をしたうえ、補助金の額を確定し、通知するものとしているが、事業実績の内容記載が不明瞭なものや実績報告等が未着の状態を確認作業が十分されないまま確定通知書を出していた団体があった。</p>
	内 容
措置内容	<p>(1) 補助金交付団体に対し、本年度内に実績報告書の提出期日の厳守について改めて文書にて通知し、徹底を図ることとする。</p> <p>なお、平成30年度分実績報告書未提出となっていた団体からは、すでに提出を受けている。</p> <p>(2) 提出を受けた実績報告書について、疑義がある場合は、当該団体の経理関係資料の審査を含め、事業の適正運営の確認を行うこととする。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。  
 ※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。  
 ※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

港湾課

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>貸借契約、委託契約及び物品購入契約において、次のような不適切な事務処理が行われた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令に基づき、適正な契約事務処理の執行に努めること。</p> <p>(1) 物品の貸借契約で、5年間の継続契約にも関わらず、月額を予定価格としていた。また、随意契約事由について、緊急的な設置が必要としていたが、本件は、既存AEDの更新であり、根拠法令の「緊急事由」には該当しないものと考えられる。本来、複数の見積もりにより、事業者選定をすべき案件を1者随意契約としていたもの。</p> <p>(2) 委託契約において、予定価格の根拠となる資料の不備、予定価格30万円超の契約に必要な予定価格調書の不備、契約期間の記載誤り、完成受渡書の受理後の未処理等が見られた。</p> <p>(3) 物品購入契約における随意契約事由として、不適切な根拠法令が記載されていた。また、代表印のない見積書が契約額の根拠となる決裁文書に添付されていた。</p>
	内 容
措置内容	<p>(1) AEDの貸借契約において、月額を予定価格としていたこと及び1者随意契約による取扱いとしたことについては、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の法令解釈誤り等により発生したもので、今回の指摘事項を受け、関係法令の適切な理解の下、適正な契約事務の執行に努める。</p> <p>(2) 今回指摘のあった委託契約の事務処理については、関係法令の認識不足と、書類内容の確認不足によって、誤りが生じたもの。          今後は、契約毎の必要な要件の確認など、事務のチェック体制を見直し、十分な確認作業を行うとともに、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等を遵守し、適正な契約事務の執行に努める。</p> <p>(3) 指摘のあった物品購入契約事務における随意契約事由の記載誤りは、関係法令の解釈誤りによるもの。          今後は、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等を遵守し、適正な契約事務の執行に努める。          また、押印のない見積書で契約事務を進めたことについては、事務の確認不足により発生した誤りで、今後は書類要件等を十分に確認のうえ、適正な事務に努める。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

農林課

	内 容
指導項目	<p>■適正な事務処理について</p> <p>一般事務において、次のような不適切な事務処理が散見された。 基本的な事務の取扱いを確認し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を執行されたい。</p> <p>(1) 担当課の統計冊子作成に係る決裁文書において、決裁印の押印されていない文書（契約の報告）があった。決裁文書の回議については、「網走市事務決裁規程第3条（決裁の方法）」に規定されているとおり、決裁権者の押印によるものとされている。</p> <p>(2) 所管施設の管理委託契約において、管理期間が年度末までであるにも関わらず、業務完了の検査日が3月上旬の日付けとなっていた。また、その委託料について、契約期間終了の前に支出されていた。</p>
	内 容
措置内容	<p>(1) 決裁印の押印されていない文書について 今後においては、事務等を担当1人に任せることなく、実施点検表等を作成し、進捗管理を徹底する。</p> <p>(2) 管理委託の完了時期について 当施設は、平成18年から指定管理制度が導入され、委託料支出時期を10月と3月にて協定を結び、支出してきた。 今後においては、委託料の支払時期、方法等について、相手方と協議、検討を行い、適正な支出事務となるよう改善を図る。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

観光課

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>委託契約事務において、予定価格の根拠となる資料の不備、随意契約の根拠法令の解釈誤り、公表すべき案件の非公表など、不適正な事務処理が散見された。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令に基づき、適正な契約事務を執行するよう努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>契約事務における根拠法令及び「網走市契約に関する規則」等を遵守し、適正な事務の取扱いを徹底していく。</p> <p>また、シルバー人材センター等との特定随意契約を締結するにあたっては、「網走市特定随意契約の公表に関する要綱」の規定に定められているとおり、公示を行うよう徹底していく。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

学校教育課

	内 容
指導項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>契約事務について、次のような不適切な事務処理が散見された。 事務の基本的な取扱いを確認し、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p> <p>(1) 小学校トイレ清掃業務委託契約において、予定価格が「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号」に基づく「別表第五」で定める額を超えた随意契約が認められた。</p> <p>(2) 学校照明器具取付工事契約において、工事契約に必要な工事完成報告書（第 39-3 号様式）、工事関係書類の提出（第 19 号様式）、予定価格の根拠となる設計書等、関係書類（網走市契約に関する規則の様式集）の不備が見受けられた。 なお、本件に関しては、建物内の備品取付けという業務内容から判断し、業務委託契約の扱いによる事務が望ましいと考える。</p>
	内 容
措置内容	<p>(1) については、随意契約の予定価格における随意契約要件の認識不足によるものであったことから、「地方自治法施行令」等を十分理解したうえで適正な事務を徹底する。</p> <p>(2) については、工事契約業務における事務処理の認識不足により、書類不備となったものであるため、今後は、指摘のとおり、関係法令等を十分に理解のうえ、適正な業務委託事務の執行に努める。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。  
 ※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。  
 ※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

戸籍保険課

	内 容
指導項目	<p>■返納金等の収納対策及び適正な債権管理について</p> <p>診療報酬返納金の滞納繰越分について、個人の資力及び法人の経営状況を注視し、返還額の見直しや弁護士への相談等により、引き続き債権回収に努められたい。</p> <p>また、医療費の返納金及び損害賠償金の対応については、他市の事例やノウハウを参考に取るなど、債権回収に努めるとともに、滞納繰越金の取扱いについて、新たに制定された「網走市私債権の管理に関する条例」等に基づき、適正な債権管理の事務を進められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>診療報酬返還金の滞納繰越分については、定期的に聞き取り等を行い、引き続き債権回収に努める。</p> <p>医療費の返還金及び損害賠償金については、庁内関係部署との連携及び他市の状況などを参考にし、債権回収に努め、適切な事務の取扱いに努める。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄



## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

農林課

	内 容
指導項目	<p>■適正な支出事務について</p> <p>業務完成検査調書の検査日から約9ヶ月経過後の支出事務が認められた。諸事情を鑑みても、その期間は長期であり、不適切であることから、適正な支出事務に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>今回の指摘事項は、事務事業の確認不足により生じたもの。今後、進捗状況の管理等を徹底していく。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

社会教育課

	内 容
指導項目	<p>■適正な支出事務について</p> <p>業務委託契約の支出に関して、完了検査後、5ヶ月程経過したのちの支出事務となっており、不適切な部分が見受けられた。適正な支出事務に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>業務委託契約先からの適正な請求に対し、支払期限までの支出となるよう事務を執行しているところであるが、今回のようなことが無いよう、委託契約における事務の執行状況を適宜確認し、業務完了後の請求行為の勧奨など、適正な支出事務に努める。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

水産漁港課

	内 容
指導項目	<p>■ 指定管理者制度について</p> <p>レイクサイドパークについては、指定管理者により、施設の維持管理及び運営が行われているところであるが、施設及び付属設備の更新に関わるものや基本性能においても、指定管理者が施設の修繕、維持管理経費として負担している部分が見られた。</p> <p>工事または修繕が必要な場合については、協定書の経費負担区分に基づき適正な施設の維持管理に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>施設の修繕、維持管理経費については「レイクサイドパーク・のどろ管理業務協定書」の規定に基づき、適正な施設の管理・運営に努める。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する改善等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄